

## ため池災害関連特別対策事業実施要領

昭和61年4月4日付61構改D第273号  
最終改正 平成22年4月1日付21農振第2316号

各 地方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿  
北 海 道 知 事 }

構造改善局長

- 1 ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）の実施に関しては、ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知（以下「要綱」という。））によるほか、この実施要領によるものとする。
- 2 要綱第2の2の事業主体において市町村等は、市町村、土地改良区、その他都道府県知事が適当と認めるものとする。
- 3 要綱第3の(1)のため池は、総貯水量が原則として1,000立方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 堤体からの漏水が、次のいずれかに該当するもの
    - ア 延長100メートル当たりの漏水量が毎秒1.5リットル以上であるもの
    - イ 1日の漏水量が総貯水量の0.1パーセント以上であるもの
    - ウ パイピングの予兆が認められるもの
  - (2) 堤体が当初の断面に比して面積率で7パーセント以上変形しているもの
  - (3) 浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量に異常が認められるもの
  - (4) 余水吐が破損しているもの又は断面不足のもの
  - (5) 取水施設のぜい弱化が破堤につながると判断されるもの
  - (6) 当該災害により危険な状態となり、貯水量が総貯水量の2分の1以上を確保できなくなったもの。
  - (7) 被災ため池の取水設備の放流機能では放流能力の不足が明らかであり、他に放流の手だてがない場合で、かつ、緊急放流を行うことにより、被災を回避することが可能であったと判断できるもの
  - (8) 取水設備自体が老朽化により本来の能力が失われており、それが原因で漏水や破損を起すおそれがあると認められるもの
- 4 要綱第3の(1)のイの被災ため池と一連の地域内にあるため池は、被災ため池からおおむね半径500メートル以内の同一水系にあるものとする。
- 5 要綱第3の(2)でいう「**農林水産省**農村振興局長が別に定める場合」とは、災害復旧事業と一体的に次の工事を施行することが経済的と認められる場合とする。
  - (1) 堤体補強工事

- (2) 余水吐改修工事
- (3) 緊急放流設備工事
- (4) 取水設備工事

緊急放流設備工事及び取水設備工事については、既存の緊急放流能力の不足しているものであり、かつ、要綱第3の(1)のイの(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれかに該当するもの。

- 6 工事費（**営繕費及び工事雑費を除く。**）のうち、国の補助金を除いた額の2分の1以上は都道府県において負担するものとする。
- 7 要綱第4の事業計画概要書の様式は、別紙様式のとおりとする。

別紙様式

ため池災害関連特別対策事業計画概要書

都道府県名		(ふりがな) 地区名		番 号	地 区	箇 所	災害名及び 被災月日		所 在 地		事 業 主 体		採 択 年 度
原 施 設							総事業費	被 害 想 定			災害費		
池 名	堤 高	堤 長	総貯水量	取 水 量	面 積	金 額		人 家					
	m	m	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /S	千円	ha	千円	戸	千円				
被 状 災 況													
対 池 象 の た め 現 況													
計 画													
主 工 要 事													

(注) 5万分の1の位置図を添付すること。